

## 文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。  
令和5年4月26日（水）午前10時12分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。  
委員 長 久保史睦君                      副委員 長 山口仁美君  
委員 野村和人君                      委員 竹下智行君  
委員 川窪幸治君                      委員 阿多己清君  
委員 前川原正人君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。  
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。  
なし
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。  
保健福祉部長 有村和浩君                      健康増進課長 鮫島真奈美君  
すこやか保健センター所長 種子島進矢君                      健康増進課主幹 上小園貴子君  
すこやか保健センター地域保健第2①主査 小島ひとみ君                      健康増進課保健予防①主任主事 久米和斗君
- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。  
なし
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。  
書 記 水迫由貴君
- 8 本委員会の事件は次のとおりである。  
（所管事務調査） 産後ケアの事業体制について
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時12分」

### ○委員長（久保史睦君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、4月21日に引き続き、産後ケアの事業体制について、所管事務調査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めてまいります。

### △ 産後ケアの現状について（現地調査）

### ○委員長（久保史睦君）

本日は、配付しております行程表のとおり、まず、みつおHOUSEに伺い現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時13分」

△ 産後ケアの現状について（室内調査）

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、本市における産後ケアの現状について調査します。執行部から説明をお願いいたします。

○保健福祉部長（有村和浩君）

産後ケアの現状の概要につきまして御説明します。本市の産前産後事情につきましては、近年、全国的に核家族化が進み、妊娠・出産する妊産婦の置かれている環境は大きく変化する中、本市においても同様に親族が遠方にいるなどの様々な事情により、夫や親族等の家族の支援が困難な妊産婦が少なからずおり、これまで家族が支えてきた産前産後の女性に対する支援が急激に減少している状況にあります。そのような中、妊娠・出産・子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域で様々な関係機関や人が支援し、産前産後に孤立を防ぐことが重要であることから、本市では、平成29年10月から産後ケア事業を開始しており、利用者は年々増加している状況です。また、平成30年度から悩みや不安を抱える妊産婦を早期に把握し、相談や支援につなげる母子保健コーディネーターを配置しており、関係機関や地区担当保健師へ繋ぎ、更に、産科医療機関と相互の連絡を行い、支援が必要であると判断された妊産婦を連携して支援するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う体制が整ってきています。なお、令和5年度から産後ケア事業のアウトリーチ、訪問型を新たに追加し、更なる充実を図っています。以上で、概要の説明を終わります。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

産後ケア事業について、御説明します。資料1ページを御覧ください。本市における産後ケアの現状という資料です。本市の令和5年度産後ケア事業の予算規模及び財源内訳については、産後ケア事業などの必要な支援に要する経費1,427万7,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金706万4,000円を充当しています。資料2ページを御覧ください。本市の事業の対象とされる年代の女性について、本市の5歳階級ごとの妻の年齢別婚姻件数割合は、平成26年から令和3年まで25歳から29歳までの割合が1番多く、令和3年が34.5%でした。また、第1子の平均出産年齢の推移については、令和3年が29.2歳であり、産後ケア利用時の子どもの人数において、子どもが1人の利用が令和3年は71.2%であることなどから、30歳前後の女性の第1子の利用が多い状況にあります。資料3ページを御覧ください。対象者につきましては、霧島市産後ケア事業実施要綱第3条、市内に住所を有する産後1年未満の母子のうち、医療行為の必要な者は除く、心身の不調又は育児不安等がある者のほか、特に支援が必要と認められる者です。産後ケア事業利用者の実家の場所及び産後ケア事業利用の主な理由については、霧島市外が69%を占めており、主な理由としては、育児不安が79.3%を占めています。また、支援が必要な産婦の状況として、産科と行政などが連携した支援が必要な産婦の割合は、令和3年度は産後2週間健診時が5.8%、産後うつが疑われる産婦の割合は、令和3年度は産後2週間健診時

が6.8%でした。出生数の推移につきましては、年々減少し、令和3年は982人であり、令和2年からは、1,000人を下回っている状況です。資料4ページを御覧ください。委託先に関する基準及び現在の事業者数につきましては、委託基準として、霧島市産後ケア事業実施要綱第2条のとおり、実施主体は本市とし、事業を実施するための体制や施設・設備等の要件を満たし、本事業を適切に実施できると認められる産科医療機関、助産所等に委託して実施するものです。実施方法は、宿泊型、デイサービス(日帰)型、令和5年度から開始したアウトリーチ(訪問)型です。本市の委託事業者数は、令和5年4月時点で、市内4か所、市外5か所の9事業所です。資料5ページを御覧ください。基本料金及び利用者負担額については、宿泊型、デイサービス(日帰)型、アウトリーチ(訪問)型の実施方法ごとに、生活保護世帯、市町村税非課税世帯、課税世帯の区分で、基本料金、市委託料、利用者の利用料をお示ししています。なお、宿泊型の1泊の金額は、基本料金30,000円の2日分で60,000円となります。対象者及び利用者の申請と承認のプロセスについては、本人又は家族が母子健康手帳を持って窓口で利用申請を行い、申請内容を審査し、利用の可否について決定し通知を行います。その後、各自で電話予約を行い、利用後に料金を支払う流れです。ただし、緊急の場合は、利用施設での申請も可能です。本日のお配りしました資料、別紙2を御覧ください。この別紙2については、本日回収いたします。委託先との連携状況、精神科との連携については、別紙2の事例でお示ししています。事例1が、初産婦で両親ともに県外出身者で、里帰り出産後、本市に戻ってからの支援が困難な事例であり、産後に精神科と連携した事例です。関係機関として産後ケア委託事業所、産婦人科、精神科病院、すこやか保健センターが関わった事例の流れです。裏面の事例2が、初産婦で両親とも療育手帳を取得しており、家族からの支援も困難で妊娠中から精神科と連携した事例です。関係機関として産後ケア委託事業所、基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、訪問看護ステーション、産婦人科、大学病院、精神科病院、すこやか保健センターが関わった事例の流れです。資料6ページを御覧ください。周辺の各市町村の状況として、人口と出生数は6ページに、別紙1、令和5年4月時点の令和5年度実施予定の産後ケア事業における委託料等状況調べ19市分を、市名を特定しない表記でお示ししています。今後も引き続き、産後において支援を必要とする母子に対して心身のケア及び育児サポートを行い、安心して子育てができる支援体制の整備に努めてまいります。以上で、産後ケア事業についての説明を終わります。

○委員長(久保史睦君)

それではただいま執行部からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(川窪幸治君)

今朝ほどですね、みつおHOUSEのほうに行って話も聴いてきたところなんですけど、こちらのほうの行政のほうとして、向こうのほうからどのような相談を何回ほど受けられて、どのような説明をしてこられているのか、その辺の現状が分かれば、お示してください。

○健康増進課長(鮫島真奈美君)

みつおHOUSEから平成30年9月に値上げの要望がありまして、令和元年に宿泊型を1万9,440円から2,560円値上げして2万2,000円、デイサービスを9,720円から1,280円値上げして1

万1,000円としています。宿泊型については、みつおHOUSEから令和元年に3万円にしてほしいという値上げ要望がありまして、令和2年度に8,000円値上げし、3万円としております。令和2年度には宿泊型を5万円に値上げしてほしいと要望がありましたが、令和3年度以降は値上げをしていない状況です。

○委員（川窪幸治君）

相談に応じて、年次的というんですかね、少しずつ値上げをしていただいているところなんですけれども、他の自治体と比べて、本市が今のこの補助というか、これで十分なのかなというようなラインに達しているのかなと。その辺をどのような感じで分析をされてるのか、その辺が分かればお示しください。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

先ほどの説明の資料にありました、別紙1、他市の産後ケア委託料の状況（令和5年4月現在）というA3判の裏面のほうに、産後ケア事業基本料金等のまとめという形で、基本料、委託料、利用料という形で、この19市分の、ここの表に載っている19市分の平均をお示しております。そうしまして、霧島市の金額のほうは、先ほどの資料の5ページのほうに載っております、ちょっとすいません比較がしづらいかもしれませんが、宿泊型の基本料金、宿泊型については、平均2万7,400円に対して本市が3万円なので、平均よりは上回っているという感じを受けまして、デイサービス（日帰）型については、平均1万2,278円に対して本市が1万1,000円。そして、アウトリーチ型（訪問型）については平均が6,450円に対して7,500円ですので、ちょっと日帰型については、少し、平均より少ない形になっておりますので、こういったところも今後検討をしていくところの課題にはなっていくかと思えます。

○委員（野村和人君）

今、委託料の設定を、これまでの経緯も含めてされたということなんですけれども、こちらの算出の根拠については、どのような計算の上で出されているのか教えてください。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

平成29年10月から実施している産後ケア事業であります、平成28年度に実施した他市の先行事例と、他市の状況等を参考に、基本料金1万9,440円を当初設定しております。その当時、鹿児島市が2万1,600円、日置市が2万1,600円、始良市が1万9,440円、薩摩川内市が1万9,440円、鹿屋市が1万8,000円というところで、その辺りを参考に1万9,440円を当初設定した経緯がございます。その後いろいろ他市の事例等を参考に、これまで金額変更を行ってきたような状況にあります。

○委員（野村和人君）

他市との比較等で算出されたということで、今、これまでにいろいろ勉強させてもらって、ガイドラインがいろいろあるということで、どこまでのサービスをしなければならぬというのを勉強させてもらったところだったんですけれども、それを踏まえた算出ではなくて、比較だったということよろしいですか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

一応料金の設定にしましては、確かに補助等あるんですが、料金設定の明確な定めとかがご

ございませんので、やはり近隣の市町村の料金設定等を参考に設定してきたような状況でございます。

○委員（竹下智行君）

先ほど、みつおHOUSEのほうも見学させていただいたんですけども、経営的にはかなり厳しいというふうなお話でした。空きベッドを使つての産後ケアをしているところが多いということで、単独型というのは非常にもう少ないという状況なんですけど、市のほうとしては、産後ケアのケアする上で、経営的なことを考えて、空きベッドのほうがいいんじゃないかとか、そこあたりの単独型、どちらがいいか、そこあたりの認識というのはどういうふうにお持ちか、お示しいただければと思います。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

やはり産婦さんがゆっくりと施設で療養というか、ゆっくりできるためには、専属、専門のところの施設が一番いいかと思っています。施設の委託料につきましても、助産施設等については、委託料金を2万3,000円としておりまして、医療機関の空きベッドについては、1万5,000円〔同ページに訂正発言あり〕ということで、少し差をつけた状態で委託料金をお支払いしているところです。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時19分」

○委員長（久保史睦君）

それでは再開します。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

すいません、訂正いたします。病院のほうの委託料について2万2,000円に訂正いたします。

○委員（竹下智行君）

単独型の産後ケアの運営というのは非常に厳しいということなんですけど、これまで市として、例えば事業所側にこういうふうな運営の仕方をされたらどうですかとか、何かそれを、何かこうアドバイスというか、この5年間ぐらいの事業運営をされる中で、厳しい状況が続いているわけですけど、市のほうとしてアドバイスというか、何かこう、そういうふうなことというのは、あったのかなかったのか。あったとしたら、どういうふうなアドバイスがあったのかというのを教えてください。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

運営につきましてもうそれぞれのところをお願いしておりますので、特にこちら行政のほうからお願いしているところのアドバイス等はしていないところです。

○委員（前川原正人君）

二、三、聴いておきたいと思います。まず最初に、先ほどおっしゃった、いわゆる宿泊型の助産費用が3万円と。本市の場合ですね。委託料がそんだけですと。デイサービス型も幾らですと、1万1,000円ですと。アウトリーチ型が新たに始まったわけですけど、この料金の

設定というのは実際ないですと。逆に言えば、市町村の裁量で決めることもできるという理解でよろしいですか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

この産後ケアについては、確か、診療報酬というような基準等がないため、現在の料金が適正かどうかとは、こちらでもちょっと分からない状況がありまして、霧島市はわりかし出生数等も多い関連もございます。そこが国の補助、市の補助とかそこに反映するところもございます。そういった目安があると、こちらもありがたいなと考えているところではございます。

○委員（前川原正人君）

だから逆に言えば、目安がないということですよ。ただ目安がないということであれば、どこの自治体、全国的にどこもそうですけど、出生数が減ってきているというのは共通課題なわけですよ。そこで、行政側がどうやって人を増やそうかということ躍起になってるわけですね。だからそれは当然、大いに努力をしなければならない部分ではあるんですけども、だとするならば、この霧島市の、これまでの市長の公約なんかを見ても、子育て日本一を目指しますというのが大きな柱になってたわけですね。だからそれを考えるのであれば、市長部局のほうとも、協議をして、やはりこれだけやればいいということではないですけど、やはりその事業所等とも協議をしながら、本当に幾らがいいのかということも、1番積み上げていってですね、現状から出発をして、ある一定程度の補助や助成というのも検討が必要ではないのかなと思うんですが、そういう裁量権、裁量権は職員にはないですけど、市長部局との協議というのも必要ではないんですか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

おっしゃられましたとおりでございますが、国が令和4年度から非課税世帯を対象とした減免支援を開始したためですね、本市も今年度から、生活保護世帯の利用料を無料とはしたところですよ。今後、課税世帯とかですね非課税世帯についてもですね、引き続き検討はしてまいりたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

自治体の裁量という点ではですね、財源が当然必要になってくるわけですよ。そうしたときに、国庫補助が2分の1ですよ。これも、厚労省あたりとの、何ていうんでしょう。ガイドライン等が出されればですね、その裏づけとなる財源措置というも当然並行しながら出てくるのが普通の運びというか流れなんですね。その辺についての財源の国庫補助、またもしくは、国庫補助がつけば、当然ながら県補助金もつくわけですよ。多少なりとも。ですから、そういう点でいったときに、幾らでもということにはなりませんけれど、何かそういう指針があるんですか。その国県の。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

産後ケア事業のほうの、国のほうが示されました令和5年度当初予算のほうで、これまでもなんですが、実施主体が市町村、補助率は国が2分の1、市町村が2分の1となっておりますので、やはりちょっと市町村の負担も生じてくるというところではございます。

○委員（前川原正人君）

実は、今日もみつお産婦人科さんのほうに話を聴きに行きました。そして4月21日も、事業所の話もお聴きしました。その中で、やはり出されてきたのが、経営的な部分がほとんどウエートを占めているんですけど、要は、本当に必要な産後ケアが必要な人たちに、どう、この何ていうんですかね、アピールというか、そういう認知度をどうやって上げるか。そして、そのことによって、やればやるほど単価の問題が、お金に影響してくる部分があるんですけど、例えばその一番衝撃的だったのは、ミルクチケットなんかもあるけど、取りに行くことも出来なかったと。取りに行けなかったからどうしたかという、携帯のネットを利用して、ミルクやおむつを注文しました。届けてくれますから。だからそういうところ、そういうのもありました。それから、産後の心身のケア、育児サポートのタイミングが分からないと。実際、母子手帳が出されると、その分が全て情報が、全部その場で。私は母子手帳を直接もらったことないけど、うちの家内がもらったのは覚えてますけど、そのときに、いろんな情報をもらうけど、妊娠したら頂けます。ただ、その代わり、出産後のケアとなるとまた全然違うんだなという。イメージとしては分かるんですけど、そのタイミングがですね。いつの時点でサポートを受ければいいのかとかですね。里帰り出産の場合、霧島市へ帰ってきたから、ケアがどんなのがあるのかとか、そういう情報が足りない。そういう状況があるんですけど、それは、逆に言えば、お金はかからなくても、発信の仕方、そのアプローチの仕方ですね、十分、周知が図れる部分ではあると思うんですが、そういうところも、検討というのではなくて、すぐに行けることからですね、やはり手をつけていくべきではないのかなというのが、私が思ったところですけど、そういう対応というのは可能なんですか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

まず産後ケアにつきましては、母子健康手帳発行時にも皆さんに御紹介しておりまして、どうしても産後のことがとても不安だという方は、もうその時点で申請書を書いてもらったりすることもあります。産前産後なんですけれども、母子保健コーディネーターという、専門の保健師を置いておりますので、その保健師によって、妊娠届出のときのちょっとリスクの高い妊婦さんではないかというところとか、あと産後、産婦さん全員にお電話をして、産後の様子伺いをして、どうしても悩みがあったりとかちょっとサポートが必要な人というのを拾い上げて、その方に対しても産後ケアの紹介とか、あと訪問等で対応して、皆さんの育児不安等に対応しているところです。

○副委員長（山口仁美君）

追加で出していただいた利用日数や状況のまとめをちょっと見ていて、少しショックだなあと思ったのが、宿泊型に関しては、令和4年度、ほとんど利用がない状況だになってというのが、ちょっと気になったところです。厚労省のほうの基準が変わってから、1歳児までのお子さんを持っている方も御利用ができるようになっていたとは思いますが、聴き取る中で、やはり空き病床を活用する産婦人科の中でする場合には、やはり動き回るお子さんを現実は見られないのが現状だよなというようなお声がありました。何ですかそういう、4か月以降の1歳までの拡充されてきた部分のお子さんを持っているお母さんの、宿泊の要望自体もないんでしょうか。あるけれども受入先との兼ね合いとか御本人が諦めたりとかで、利用が出来ない状

況なのか、ちょっと現状を教えてください。

○すこやか保健センター地域保健第2グループ主査（小島ひとみ君）

4か月以上のお子さんを持つ方で、宿泊型を使いたいというお声が全くないわけではないんですが、確かに、産科との連絡会というのを年度末に1回やっているんですけども、産科からは、やはりその新生児を超えたちょっと大きくなったお子さんは、宿泊でちょっと見るということは困難ですというお声も先日いただいたところです。

○委員（前川原正人君）

先ほど、お金は要らないけど、行政のほうで取り組めることもたくさんあるのではないですかという質疑をさせていただいたんですけど、その中で、母子保健コーディネーターが、悩みがあれば、悩みがあればというかその都度なんでしょうけれど、連絡をとってケアをするということでおっしゃったわけですけど、例えば聴いた話というか、現地調査をして思ったのが、母子手帳をいただくときに、たくさん情報を、その場でやはり渡されると。それは、妊娠して母子手帳が発行になった時、いろんな情報が一つ一つが関連をしていくんですけど、今度は妊娠をしたとき、今度はお腹にとつきとかいるとき、それから今度は産後、そしてそれからケアというふうに系統的な、何ていうんでしょう、案内というのはおかしいですけど、いきなり大きいそういう情報がドーンといくと、もうそれどころじゃないのよねというのもお聞きしたものですから、例えばそれを系統化して、大体この場合は、こういうのが必要だよとかかですね。あくまでもこれはもう申請主義というのが大前提になっていますから、それはもう限界もあると思うんですけど、例えば何ていうんでしょうね、妊婦さんに対するケアというのは、系統的にいけるようにという、そういうシステム、なっているかもしれない。僕よく分からないですよそこは。どうなのか。もっとこう利用しやすく、つながれるような、そういうシステムというふうになっていると思うんですけど、もっとそれを掘り下げて手厚くできないんでしょうかということをお聞きしたいんです。

○すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

すこやか保健センターでは、子育て世代包括支援センターという役割も担っておりまして、今先ほど話がありました母子保健コーディネーターも一つの役割では、もちろんあります。今、伴走型支援ということで、母子手帳を交付し、あと、妊婦の訪問指導、実際に出生をされました。それでおめでとうのお電話をさせていただくと。出産子育て応援給付金ということで、ここで給付のほうに入っていきますけれども、産婦の訪問指導、新生児、未熟児の乳児訪問指導というふうにはずっとですね、結局、3歳児健診のところまでずっとつながっていったの、その一連の流れで、母子をどのように支援をしていくかというような、そういうような役割というか、そういうのは、通じてやっているという状況ではあります。

○委員（前川原正人君）

何を言ってるのって思っただけじゃないと思います。実際、産んだ経験もないですし、実際うちも子供3人おられます。もうみんな社会人になったんですけど、やはり何ていうんでしょう。男は無力だなということを本当に、しみじみ思いました。そういう中で、やはり何ができるのかという点では、今おっしゃるように、妊娠してから3歳児までは、支援、伴走型でいくんで

しょうけれど、大きな課題というのは、産後のケアを子どもも、そしてお母さんもどうやるのかというのが大きな課題なわけで、ただそこを、何ていうんでしょうね、事業所だったり、本人だったり、行政だったり寄り添って行って、何かあればすぐ対応できるということになるのが、一番よりベター、ベストなんでしょうけど、ただまだ実際自分なんかも初めてこういう課題が出てきてですね。じゃ、どうするのかと言われたときに、ちょっとちんぷんかんぷんの部分もたくさんあるんです。ですから、本来であれば、行政が、やはり本来であれば、子どもを産み育てるイコール人口増加対策という共通している課題ですので、そういう視点でやはり物を見ていかなければ、人は増えないよねというのが、自分なりの一つの答えです。そのためには、行政が何をやるべきだろうか。そのためにはどういうところを手厚くすべきなのか。事業所任せじゃなくて、やはり行政も、事業所も、そして、お父さんお母さんも家族も、みんなが一緒になって子育てをしていくんだよというのが一番理想でしょうけれど、今そういう状況になっておりません。なので、答えがこれだというのはないですけど、やはり事業所任せにしないというのは私は大切ではないのかなと思いますので、やはり行政としても、早い段階での対応が求められると思いますけど、市長部局の議論も進めてほしいと思いますがいかがでしょう。

○すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

今度の3月に策定をしている健康きりしま21の中でも、安心して妊娠出産ができるように支援をしていくというのが一つの目標ということになっておりまして、先ほど言われました、産後のところの支援という部分で、皆さん方が何を望んでいるのかっていうふうに、産後にどのようなサービスを受けたいかっていうふうになったときに、全ての年代で、食事の宅配をしてほしいと。49%と最も高いと。産後ケア事業については、助産師による訪問型サービスが最も多くて28.6%、続いて、日帰り型の施設型の産後ケアサービスが28.2%、宿泊型の産後ケアサービスが24.8%というような、市民の皆様方の御意見といたしましうか、そのような御意見もあって、これに対する行政の取組という部分で、やはりその不安を解消するために、先ほどの母子保健コーディネーターを中心にした、各地区の担当保健師とか関係機関が連携をして、妊産婦の方が安心して妊娠出産ができる支援体制づくりをというのが、目標の中には掲げられてはいるんですが、今おっしゃられたみたいに、どこに力を入れてという部分が、この産後ケアに特化した部分では、そのような実情になっていないっていう部分があるのかもしれないという部分では、はい、現状としてあるのかなと思います。

○副委員長（山口仁美君）

私自身は、産後ケアは、人口増加のための対策ではないと思っています。やはり生まれてきた子どもを持ったお母さん方が、どんな家庭環境であっても、健やかに安心して子育てするためのものだという目線で見たとときに、それぞれの家庭環境によって、宿泊型が必要な方がいたり、アウトリーチのほうが合う方がいたり、それからデイのほうが合う方がいたりというそういう家庭の環境によって、望むものって多分変わると思います。なので、今回、アウトリーチ型が拡充されたことというのは、例えば上にお子さんがいらっしゃる方であれば、宿泊とかデイの利用というのが、なかなか家庭の生活とマッチしないので、ありがたいことだろうなあ

というふうに予測しているわけなんですけれども、その中で宿泊が今、どうしてもこの市内で受けられないという現状はどうにかしていきたいなというところと、デイサービスも、このままいくとちょっと厳しいというような御意見も出ているので、市としてここがなくなってしまうたら、霧島市から、委託の事業があるのに霧島市では受けられないという状況が発生してしまいます。なので、ここをどうにか、委託事業を市内で受けられるような形というのを実現していただきたいと思っています。委託ですから、本来なら市が直営でもいいようなことをお願いしてやっていると私は認識しているので、どのような議論をしていくのかというのが大事なんですけれども、委託事業者とは事前に、この産前産後をどうやって希望をかなえていくのかというような話を、この委託事業をつくるに当たってお話、相談されていったのかどうかお聴きしていいですか。

○委員長（久保史睦君）

はい、しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時42分」

「再開 午後 2時44分」

○委員長（久保史睦君）

はい、それでは再開します。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

事業開始当初なんですけれども、開始する前に母子保健検討委員会というのがありまして、その中で産婦人科の先生も来られておりまして、今後の母子保健をどうするかという中で、当初まだ始まっていなかったんですけれども産後ケア事業というのがあるということで、それに対して市のほうはどう考えるかというような御意見がありました。そういう御意見も受けて、産後ケア事業がスタートした経緯があります。毎年、年度末に産婦人科の師長さんとか、それから在宅の助産師等に集まっていただいて、母子の今後のサービスとかそういうことに関しての協議を毎年1回はしているところで、御意見とかいろいろいただいて、市としてもそれを踏まえながら検討しているところです。

○副委員長（山口仁美君）

母子保健コーディネーターが入ってから、本当に早い段階から連絡が入って、安心して過ごせるというような御意見をすごく頂いていて、その分ほぼ全数と連絡とっていただいているので、お母さんたちの状況を一番分かっているのは保健センターだと思っています。その保健センターの中で、産後はこんなふうに、例えば、人が、助産師とかがこのぐらいいて、使いたいときに使えたほうがいいよねとかというのが多分あると思うんですよね。現状が見えているので、それを実現するために、やはり委託先がそれを、どのぐらいの運営をしたら実現できるのかというのは事前に、結構細かく調整をしたほうがいいんじゃないかなあというのを今回この調査の中で感じたところです。この相談の会議、年度末だけって今お聴きしているんですけれども、年度末の1回だけで意見交換して反映していけるものなのかなあというのはちょっと疑問を感じるんですけれども、ほかに、例えばアンケートだったりとか、そういったのをとったりというのは今までないですか。運営状況をお聴きしたりとか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

施設に対してはないんですけれども、通常のやりとりというか、産後ケアの請求とか持って来ていただく中で、それぞれの施設の方とか、それから助産師さんからの御意見っていうのは毎回頂いているところであります。

○委員（阿多己清君）

別紙1の資料、広いのをつくっていただいているんですけれども、やはり宿泊型がせっかくありながら、令和3年11月でしたっけ、から中止をされていて、本当に残念だなあという思いを現場調査でいたしました。ここをせっかくいい事業なのに、市民の方々が使えないというのはやはり改めるべきかなという思いを持ちました。だから、せっかくこういうのを、再開させようとか、そういう思いをやはり部でも持っていただいて、市長なり、財政当局なりに相談をして、復活させるべきではないのかなと思うんですけれども、そこらの取組への思いというのは、部長はありますか。

○保健福祉部長（有村和浩君）

確かに言われます通り、市内の中で宿泊型というのがないのは、逆に市民の方が利用するにもちょっと不便であるかなと考えるところであります。今回、こういった形を出していただきました。各市ごとも、各市町村ですね。についても料金等にばらつきがありますし、恐らくサービス内容も違うのではないかなと。そこら辺を整理した上で、今後検討していけたらなと思っているところであります。

○委員（阿多己清君）

今、ちょっと言われましたけれども、やはりこの日帰型のサービスの委託料の単価といいましょうか。こういうのも、他市に比べてかなり低いなあという、表を見る限り、そう感じます。それと訪問型、ここらの単価の在り方、こういうのを算出根拠をしっかりと整えた上で、各事業所ともちょっと詰めて、定めたほうがいいように思います。今回、聴き取りを何施設かしたんですけど、一方的にこの料金等が定められたのを、決定されたのを知るだけだと。そういう、意見もちょっといただきましたので、事業所等もしっかり協議をした上で、事業所もしっかり運営ができるようにですね、そういう体制は整えてあげるべきだと思いますので、そこらの取組もしっかりここを、一刻の猶予もないというような気持ちを聴きましたので、課としても、そこら辺にこたえてあげるべきだと思うんですけれども、再度この部分をお願いします。

○保健福祉部長（有村和浩君）

今、言われましたとおり、先ほどは宿泊型だけ言ったんですが、デイサービス（日帰型）については、なかなかちょっとレベル的に低い部分もあるのかなと思います。また、今まで事業者とも要望がある時点でお話ししているかと思うんですが、協議する場というのが年に1回だけっていうのも少ないようですし、何かしたらいいというのはないとは思いますが、その都度、要望とかこちらの考え、事業者の考えとか、そういったものを聴いた上で検討してまいりたいと思います。

○副委員長（山口仁美君）

施設の側の言い分もあるかなとは思いますが、恐らく先ほど出てきましたように、

ガイドラインはあるものの、診療報酬のような単価とかの明示がないとか、そういった部分については、やはり我々もちゃんと受け止めて、しかるべき対応をしていかないといけないのかなというふうにも考えています。一方でお母さんたちのほうからさっき前川原委員からちょっとあったんですけれども、どうしても産前産後の部分は、最初、産婦人科のほうで主に関わって、母子手帳の交付時ぐらいしか接点自体がなくて、ハイリスクの方は多少なりとも入るんでしょうけれども、それが産後ちょっと入れ替わって、今度は保健師たちが入っていくような流れになっていくという流れの中で、連携というのがどうしても欠かせないなど。お互いに紹介があったり、例えば、みつお産婦人科で産んだ方がみつおHOUSEを知るときの情報の深さと、前田産婦人科であったり、もしくは市外県外で産んだ場合に情報を知る。ただ知るだけではなくてその深さ。どんなことを産後ケアで受けられるのかとか、そういったことというの、かなり差があるなあというのが現状だと思います。これはもう、保健福祉部だけでどうにかできる問題ではないので、そこの御協力をいただくためにも、連携会議はもうちょっと広くやっていただけないかなと思うんですけれども、そういった連携の在り方というのを、議論していくような流れとかはないですか。

○保健福祉部長（有村和浩君）

御意見いただきましたので、まず、その流れですね。どれだけ事業者との密にするかとか、そういった要望であるとか、そういったものをどれだけすればというのは、まだちょっと、今から検討していかなければいけませんので、この事業がよりよいものになるように、努力のほうをしていきたいと思えます。

○委員長（久保史睦君）

委員長を交代します。すいません、それではちょっと関連したことになるんですけど、3点ほど質疑をさせていただきたいと思っております。今回いろんな調査をさせていただきまして、また事前に勉強会等もしまして、我々、文教厚生常任委員会として非常にこの危機感を持っている一つの大きな課題でございます。その中で、今、数名の委員の皆様から質疑がありましたことに対しての関連でございます。まず1点目、お伺いしたい部分です。この、まだ終息していないこのコロナ禍において、様々な課題が可視化をされて、孤立という言葉がよく使われるようになりました。本市において、コロナの臨交金、臨交金がありましたけれども、これを使って何か支援策があったのかなかったのか。それを要望した声を、執行当局として挙げたのか挙げなかったのか。この部分について教えてください。ちょっとすいません、つけ加えます。今、孤立化という部分に対して言ったのは、産後うつリスクというものは、全国的にも恐らく大きな問題となっていたはずでございます。本市においてもこれは同様であるという観点から今の質疑をさせていただいております。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

コロナの臨時交付金を使ってというのでは特にはやってないんですけれども、電子母子手帳というのを、試行的にちょっと、去年の1月からスタートしているんですが、それを使って情報発信というのを、皆さんに届くようにはするようにしています。あと、産後うつのリスク管理というところでは、母子保健コーディネーターもなんですけれども、あと産婦人科等のほう

で、産後うつの評価表というのをとっていただいております、早めにリスクの高い人を、皆さんの資料にあるエジンバラうつ病という、参考資料のほうにあるんですけども、そちらのほうで、早めにリスクの高い人を見つけて、市のほうで母子保健コーディネーターを中心にフォローするようにしております。

○委員長（久保史睦君）

今後、ここに今回の取り組んでいることに対して向き合っていくことは非常に大事なことだと思っております、今、基本的な部分でちょっと質疑をさせていただいておりますけれども、どうしても現状の執行当局の考え方というものは、どうしても重要な部分で確認をしておきたいので、あと2点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。先ほど山口副委員長からありました。いろいろな方の声を聴くという部分で、例えば助産師であったりとか、それからお母様方であったり、このような方たちの声を、今どのような形で受け止めて、そして、本市の現状をまず、どのようにこの産後ケアというものを、今、認識されていらっしゃるのか、ここについて教えてください。

○副委員長（山口仁美君）

休憩します。

「休憩 午後 2時57分」

「再開 午後 2時59分」

○副委員長（山口仁美君）

再開します。

○すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

先ほど伴走型支援ということで、おめでとうコールのお話をさせていただいたと思うんですけども、全出産された方々に、おめでとうコールということで、その時点でお困り事はありませんか。どのような御様子ですかというのは、お聴き取りをさせていただいて、そこで要望といましようか、支援が必要なものについて聴き取りをしていると。あと、それぞれの助産師の方々にも、市のほうで報償費を出したりとか報酬で、そういう方を雇っておりますので、その方々に、実際に出産後のご様子を見に行っていた後に、すこやかのほうでそういう方々のお声も聴いていて、訪問型、アウトリーチ型の部分がやはり必要だよねというようなお話があつての、令和5年度からの事業スタートというふうに結びついているというふうに感じております。

○委員長（久保史睦君）

それでは最後の質問をお聴きしたいと思います。先ほどからこの別紙1の産後ケア委託料の状況という部分について、先ほども阿多委員のほうから質疑もありましたけれども、他市を参考に算出していると。野村委員からもありましたけれども、この積算根拠の在り方について、どういうふうに考えていらっしゃるのか。そしてこの参考にしたというのは、私たちは今日初めてこれを見させていただいて、比較のしようがなく、どういう基準でこの金額が設定されているのか全く分かりません。人口形態も分からないし、どこの市かも分からないですし、出生率であったり利用率であったりというのを、何も分からない状況なので、ほかの市町村は、こ

れぐらいの金額でされているんだなっていう部分しか私たちは認識できません。そういった部分で、先ほど参考にされているという回答がありましたけれども、具体的にどういった部分を参考にしているのか。極端な話になるかもしれませんが、例えばRE S A SとかV-R E S A Sとか、そういう部分で、細かなデータを分析した上で、参考にして積算根拠として、先ほどからの回答を示していただいているのか。ここについてちょっと教えていただきたいと思います。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

参考にしているところは、霧島市と同じような人口規模のところの委託料の金額と、それから、その自己負担の割合というところをどれぐらいにしているかというところで、なるべく霧島市が高くならないような感じで設定を考えているところです。

○委員長（久保史睦君）

すいません。今確認をしておきますけれども、今参考にした積算根拠は人口規模と自己負担の割合、この2点ということで認識しておいてよろしいですね。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

それ以外にちょっと参考にできるという、基本的な価格というのが示されてない中では、ちょっとほかの市町村がどのようなふうに行っているかというところしかちょっと、現状では価格設定をする中で難しいところでしたので、そのような形になっています。

○副委員長（山口仁美君）

委員長を交代します。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

○副委員長（山口仁美君）

今の委託料の状況のところ、非常に苦労しながらつくられたのかなというふうに推察をするところです。というのが、やはり市内に産婦人科やケア施設がある所とない所とおそらくあると思います。そういったところがどういうふうに判断して金額を決めたのかという、そういう条件も違いますし、あともう一つ、これ考慮すべきだなと思っているんですけども、助産師の近隣にいらっしゃる状況を考えてときに、鹿児島市に非常に集中している。そういった現状が鹿児島県内ではあります。そういうことを考えると、なんていうんですかね、小さな市町で産婦人科もなく、助産師も非常に少ないところがあったり、本市みたいに2か所産婦人科があってというようなところがあったりという状況がかなり違う中で、料金だけを目安に決めていくというのは非常に難しかったのではないかなというふうに思うところです。今からちょっとお聞きしたい部分になるんですけども、令和5年度から、厚労省のほうで調査予算が組まれていて、また産後ケアガイドラインの見直しが恐らくあるのではないかなと思うところなんですけれども、ここら辺の産後ケアガイドラインについては、すこやかの方では、もしくは健康増進課のほうではどのように捉えていらっしゃるのかなというのをお聞きしてよろしいでしょうか。

○委員長（久保史睦君）

はい、しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時05分」

「再開 午後 3時05分」

○委員長（久保史睦君）

はいそれでは再開します。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

このガイドラインが令和2年8月に出されておりますので、委託事業所については、こちらのガイドラインを参考にさせていただきながら実施をしていただきたいと思っているところなんですけれども、必ずしもこれに、順守しなければいけないというふうには思っておりませんので、その柔軟な対応というのも必要ではないかと思っています。

○副委員長（山口仁美君）

ちょうど頂いた資料の4ページに、委託先に関する基準というのを、市のほうでも設定をされているかなと思います。この基準を定められるに当たって、事業実施要綱を定められるに当たっては、恐らくこのガイドラインというのは、ある程度、念頭に置いて委託の基準をつくられていると思うので、ここの基準に該当するサービスが提供できるように配慮をしていけば、持続可能な形で産前産後ケアが提供されるのかなというふうに思いますので、ここはちょっと要望しておきます。次回また見直しが入ると思いますので、そのときにこの基準等も少し見ながら、やっていただければと思いますので、これは要望しておきます。

○委員（野村和人君）

別紙2の資料についての質問をちょっとさせてください。事例の①のほうなんですけど、6月下旬からいろいろやりとりをしながら、中盤のところでは精神科の病院、地域連携室に、粉ミルク支給事業のため診断書を作成という形になってるんですけど、精神科の診断書が、この粉ミルク支給事業に必要なだから、依頼をかけていらっしゃるのかなと読み取ったんですけど、その関連があるんですか。また、ただだからということでもいいんですね。わかりました。次の、6月下旬の下のほうの現在の状況を把握するで、これが結果どうだったのか、最後は転出されているんですけど、どういった意味合いから転出されたのか。本当に家庭の中の話だったらまだしもなんですけれども、ちょっと諦めて出られたというわけではないかな。どうかなというのを確認したかったです。

○すこやか保健センター地域保健第2グループ主査（小島ひとみ君）

転出につきましては、御家族の支援がもらえやすい、またお仕事の関係もあって、転出されたというふうに認識しております。転出先のほうにもですね、霧島市でのかわり・支援について情報提供させていただきまして、提出先でも、同じように保健センターのほうから継続的な支援がもらえるように、つなぎのほうをさせていただいたところですよ。

○委員（川窪幸治君）

すいません、ちょっと基本的なところになってしまうので、ちょっと聴かせていただきたいんですけど、この資料を見たりするとですね、平成26年度ぐらいからの数字に大体なっているんですけど、これ以前からの、その産後ケアに対する調査とか、その辺の数字とかいうのはあ

るんですか、ないんですか。ちょっと、例えばですけど、この委託、何ページかな、5ページですか。委託事業者別利用日数とか書いてある、このこれがですね、平成29年。それから3ページ、出生数の推移、これが平成26年。というような感じでですね、ちょっとばらばらなんですけれども、これ以前の数字とか、相談件数とかいうものがあればお示しできれば、お示してください。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時11分」

「再開 午後 3時13分」

○委員長（久保史睦君）

はい、再開いたします。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

産後うつにつきましては、実際にこの産後うつの評価表を使うようになったのが、令和2年からなんですけれども、それ以前で霧島市の教室として2か月児の教室というのをやってみて、産後2か月のお母さんたちの教室をしてみまして、その中でこの産後うつの評価表というのをを使って、お母さんたちの健康状態、精神面の状態というのを把握しながら、支援をしているところだったんですけれども、ちょっとその全員ではないんですけれども、少しちょっと気になるお母さんに対して、産後うつの疑いがないかというところで実施して、必要な人は支援につなげている頃がありました。

○委員（川窪幸治君）

すいません、質問がちょっと難しかったのか、ちょっとまだなる前だったみたいで、すみませんでした。あと一つはですね、まず産後ケアということで、この産後うつの方たち、またその症状が急に出たりというようなことも先ほど聞いたんですけども、今後、これは、やはり増えていく方向だというふうに、執行部というか、そちらのほうではそういうふうに考えられているのかどうかというところを確認させてください。

○すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

先ほど全妊産婦の方々に、コールといいましょうか、お電話をしたりとかをしまして、結局、リスクが高い方、中くらいの方、低程度の方という形で、保健師のほうで分類をしていたりとかってするんですけども、高リスク、うつであったりとか、それをちょっと危険といいましょうか、心配だなあという方々は、年々少しずつ増えている状況にはあるので、今後もその数字というのは変わらず、高いところといいましょうか、推移するのかなというふうに思っているところです。

○委員（川窪幸治君）

ということは、この事業自体は必要であるというふうに感じていらっしゃるという認識でいいですか。

○すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

すこやかのほうは、現場として、保健師のほうで妊産婦の方々と直接やりとりをしております。

す。その中でもやはり、この産後ケアに対する要望というのは、年々、もちろん先ほど申し上げましたように、こういう制度があるんですよというのを、説明をさせていただいてます。その中で、こういうのだったら利用したいという声は高いというふうに聴いておりますので、この需要というのは、今後も高くなっていくのかではないかなと思います。

○委員（川窪幸治君）

別に私がまとめるわけではないんですけど、やはり必要性を感じてるということは、やはり霧島市で出産していただいて、産後を過ごしていただくというためには必要性を感じているということです、大事だということをですね、また認識していただいて、また補助のほうもですね、考えていただければと思います。ちょっと要望になりましたけど、お願いいたします。

○副委員長（山口仁美君）

本市ならではのお母様方の状況として、御主人といいますか配偶者の方のお仕事の種類によって、勤務体系とか、いろいろ要望がデイサービスだけでは届かない部分というのがあるなというふうに、ちょっと周りの話とか、先日伺った当事者の方々との話の中でも出てきました。例えば3日に一遍夜勤があるだとか、いろんな方がいらっしゃるの、本来であれば、宿泊型のほうも、できるだけ解決していただきたいというのが本音のところでございます。あと、その当事者の方々とお話をする中で、先ほど前川原委員のほうからも少しありましたけれども、お母様方が横のつながりで助け合いをするということが、なかなか今できづらくなっていて、コロナ禍もありますので、なかなか無理も言えないところはあるんですけども、2か月時の教室でびよびよ教室がなくなりました。産後ケア事業が始まったときにですね。今、なので、その時はびよびよ教室がなくなるけれども、産後ケアが充実していくのでということで了承したようなところがあるんですけども、結果としては今、宿泊型も難しいし、横の連携もとれないしということで非常に孤立した状態になっています。です、そこら辺もちょっと配慮しながら、本市の実情に合わせた形で、保健センターのほうで聴いてらっしゃる声をしっかりまとめて、本市ならではの形で実現していただきたいと思うんですけども、マンパワー不足もあるのかなあというふうに私ずっと感じておまして、コロナの対応もあって。なので、その母子を担当される母子保健コーディネーターの方々を中心に地区担当の保健師さんもいらっしゃると思うんですけども、どんな支援がどの程度あれば、産後の方々がうつに陥ることなく、幸せに産後過ごしていただだけそうかというような、そういう話合いを持てるような余裕がありますか。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時19分」

「再開 午後 3時19分」

○委員長（久保史睦君）

はい、再開します。

○すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

最初の入り口という部分では母子保健コーディネーターが、先ほど説明しました、リスクの

高い・中くらい・低いというところで、高い部分については、コーディネーターのほうが受持ちでずっと受け持っていく。地区が持っていくということですね。保健師も、今、成人担当・母子担当とおりますけれども、この母子の地区割というのは、成人も含めた形でやっております。現状としては、全妊産婦の方々を対応しておりますので、なかなかそこまでの今おっしゃられたような議論までは到達してないというのは現状だということです。

○委員（前川原正人君）

この産後ケア事業ガイドラインの9ページを見てみますと、事業主体が市町村と。またの部分で、単一市町村での実施が困難な場合は複数の市町村が連携して整備等を行うことにより、各市町村の負担軽減を図ることが考えられるということで明記してあるんですね。ですから、これは逆に言うと、霧島市単独でなくても、ほかの市町村との連携も可能だよというそういう意味合いの理解でよろしいんですか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

このガイドラインにございます、今、前川原委員のほうがおっしゃられました、このガイドライン上はこういったことが可能であるという形で書いてございます。そして、各市町村、置かれている状況が、出生数でありますとか人口規模でありますとかそういったところも違いますので、どういった形で連携していくかとかいうところ、なかなかそこまでそういったところまでの議論になっていないという状況でございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、同じく9ページの中で、先ほど山口副委員長もおっしゃったんですけど、里帰り出産の関係でですね、住民票がない状態の産婦をはじめ、住民票のない自治体において、支援を受ける必要性が高い状況であれば、住民票のない自治体において、産後ケアも含めた母子保健事業等での支援を実施していただく必要があると考えます。そして、その際は、事前に住民票のある自治体などと、当該産婦が現在滞在している、これは里帰りの向こう側に帰っている場合ですね。自治体間でよく協議をして、連携してくださいよと。なお、母親のみの利用を妨げているものではないよということで。これはお母さんも新生児も同じように、ちゃんと対応してもいいんだよということで理解をするんですけど、行政としては、例えば先ほどの、霧島何とか21、今度出ました。これの55ページの中ではですね、やはり現状の課題のところ、どうしていくのかという、安心して妊娠出産ができるように支援をしていくということと、そして子どもの健やかな成長を支援するということが、ここもはっきりと書いてあるんですけど、やはりガイドラインが、ガイドラインというのはあくまでもガイドラインであって、この線に応じた取組を進めなさいよということと私は理解をするんですけど、まだガイドラインができてですね、できてというか更新をされてそんなに時間がたっていないので、まだ今後の課題だと思うんですけど、こういう議論というのは、今の段階ではどうなんですか。掘り下げてはいらっしやらないですか。連携という点でですね。

○すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

それぞれ里帰りは、霧島市から他市町村、例えば親元のほうに里帰りをします。逆に、よそから霧島市に里帰りをしますというのは、お互いの、例えば霧島市からであれば、霧島市から

ほかの市町村にこういう妊婦さんが里帰りをしますので、何ですかね、助産師というか、訪問を要望されていますので、そちらのほうの市町村で行ってもらえませんかというのは、連携をしています。逆に、よそからこちらのほうに霧島市に来られる方でも、気になる方については、要望、要望といましようか、行政のほうから連携してもらえませんかというのが、実際にそういうやりとりは今でも実際にやっております。

○副委員長（山口仁美君）

あと1点確認をさせていただきたいんですけれども、この産後ケア事業については、国と市町のほうで実施していく事業にはなっているんですけれども、実際、医療圏域だったりとかそういう部分で動くところも大きいのではないのかなど。結局、産後ケア事業の実施委託先、委託先もやはりお産をとるところの近くにあったりするケースが多いということが一つと、あとは、やはり産前産後の場合は、里帰りという文化があるので、そういうことを考えたときに、県の役割というのものもあるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、そういった県とのやりとりというのは、この産後ケア事業に関してはありますか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

県とは、もう国に補助金申請をするんですけれども、その関係で、県を通して国に補助金申請を出すんですけれども、それ以外に、そのサービス内容とかについて検討とか連携することはないです。

○副委員長（山口仁美君）

先ほど委託先のほうで、これ直接、市でどうにかできるものではないかもしれないんですけれども、この申請の書式等がそれぞれ市町によって違って、それで、1個ずつ確認をしながらその利用者と書かなければならないという、そういったことも結構大変なんですというような御意見も出たりしていて、その辺も県のほうとかにも協力をお願いしたり、もしくは医師会なのかどこが管轄するののかもちょっと分からない部分はあるんですけれども、広域で連携をしていくようなことというのができたらなというふうに思うんですけれども、相談先とかはありますか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

すいません、先ほど補助金関係だけでしかというふうにお伝えしたんですけれども、今、山口委員のほうから言われたように、申請書の書式に関してなんですけれども、何年か前にですね、県のほうが中心になって、市町村からのそういう声が、統一した書式にしてもらえないだろうかという声が上がって、県が一度調査をしてくださって、書式を示してくださいましたので、霧島市もその書式に合わせて今年度ちょっと変更しているところです。

○委員（野村和人君）

今回いろいろお聴きさせてもらっている中で、調査の中で、母子手帳の配付のときに、相当な膨大な資料をもらっているというようなお話をいただいた一方で、利用者のほうからは、余り詳しく知らなかったとかいうお話があったり、実際、施設のほうからは、広報にもちょっと協力してほしいとかいうようなお話もあったんですけど、今回、母子手帳もアプリ化されるとお聴き、もうしてるんですかね。その内容がちょっと分からないんですけれども、逐次、いい

タイミングでそういう情報を流したりとか、そういう仕組みづくりというものが、現状あるのか、教えていただけますか。

○健康増進課主幹（上小園貴子君）

母子手帳アプリは今、試行的に実施してるんですけども、今年度、本格的に取り入れる予定にしています。情報発信についても、それぞれの必要な時期に情報をプッシュ型で、皆さんにお伝えすることができるようになると思います。

○副委員長（山口仁美君）

もう一点ですね、これはすこやかからだとなかなか難しいのかなと思うところもあるんですけども、やはり、県外からの転入者は非常に多いのが霧島市の特徴でもあるのかなと思うところなんですけれども、車を1台しか持たなくて、なかなかその移動の手間があるもので、なかなか利用したいと思いつながらできなかったというような声がありました。こういったところは保健福祉部単体というよりかは、例えば地域政策課とか、そういった他課との連携も非常に必要なのかなあと思っているところなんですけれども、そういった連携を取るというのは、しようと思えばできるんでしょうか。

○委員長（久保史睦君）

はい、しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時30分」

「再開 午後 3時32分」

○委員長（久保史睦君）

はい、再開します。

○すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

実際、保健師のほうがそのような、例えばバスがあったら利用しやすいのになとか、そういうような御意見というのを、私はちょっと把握してなかったものですから、その辺の部分も意見としてあるようであればですね、今ありましたように地域政策課なり、関係の部署に声は上げていきたいというふうに思います。

○委員長（久保史睦君）

それでよろしいでしょうか。それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないですか。それではないようですので、以上で、本市における産後ケアの現状についての調査を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時32分」

「再開 午後 3時45分」

## △ 自由討議

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。これより会次第3、自由討議に入ります。産後

ケア支援の事業体制についての自由討議として、委員の皆様から何か御意見はございませんか。

○副委員長（山口仁美君）

今回の課題というのが、本市の産後ケア事業の在り方についてというところではあるんですけども、産後の皆さんができるだけ安心安全に、そして健やかな子育てをしていただくためには、報告のみならず、何か動きをつくって、しっかりと提案をしていくことが望ましいと思います。

○委員（竹下智行君）

今回、私たちは、先生の話も今日聴かせていただいたんですけども、やはり執行部のほうも、今日みたいな形で、現場の方の意見をぜひ聴いていただきたいと。だから、その危機感を一緒のレベルで持っていくことが、これから一緒に進めていく上では大事かなというふうに思っています。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で自由討議を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（久保史睦君）

次に、会次第4、委員長報告に付け加える点の確認に入ります。産後ケア支援の事業体制について、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○副委員長（山口仁美君）

委託料については、本当に見直したほうがいいと思いますので、ここの再考をできるだけ急いでいただくようにつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（久保史睦君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。はい、それではお諮りいたします。委員長報告については、今、山口副委員長から御意見ありました、委託料の見直しについてということをつけ加えることに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。〔委員長ごめんなさい〕との声あり〕

○委員（阿多己清君）

委託料の見直しはできるだけ早い段階ですべきだよという部分を入れていただければとおもいます。

○委員（前川原正人君）

私も阿多委員と同じなんですけど、やはり具体的な、ある一定程度の助産費用がこの前出て

ましたよね。一つの目安が出てましたよね。できることならば、金額をただ抽象的に言うのではなくて、具体的にこうだっという形で本当は入れたほうが良いような気がするんですよね。ただそれが診療報酬的な基準がないので、難しさはあると思うんですけど。じゃあ幾らなのってなったときに、いや幾らですかね。多ければ多いほどいいですということにはならんからですね。だからその辺がやはり難しさだと思うんですよ。

○委員長（久保史睦君）

ちょっと1回しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時49分」

「再開 午後 3時54分」

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。委員長報告については、持続可能な形で事業運営できる委託基準額を早急に検討すべきであるということをつけ加えることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、所管事務調査を終わります。

#### △ その他

○委員長（久保史睦君）

次に、その他としてですが、委員の皆様方から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、その他を終わります。以上で、本日の日程は全て終了しました。したがって文教厚生常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 3時54分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

久保 史睦